

## 給与支払報告書の提出について

令和7年中の所得について個人別に給与支払報告書を作成し、令和8年1月31日（土）必着で御提出をお願いいたします。円滑な課税事務処理のため、令和8年1月20日（火）までの提出に御協力ください。（提出が遅れますと税額を正しく計算できない場合があります。）

※今年度、当市に対象者がいない場合は、送付した総括表も含め、提出は不要です。ただし、令和7年中に退職者がいる場合は提出する必要があります。

### 【提出方法】

提出は以下の方法でお願いいたします。なお、給与支払報告書の提出枚数が100枚以上の場合には電子申告サービス（eLTAX）で提出してください。

※令和9年1月1日以後に提出する給与支払報告書のeLTAXまたは光ディスク等による提出義務基準について、基準年（前々年）に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が30枚以上（改正前：100枚以上）に引き下げされました。

#### ○電子申告サービス（eLTAX）による提出

詳しくはeLTAXホームページを御確認ください。URL：<https://www.eltax.lta.go.jp>

#### ○紙面による提出

必要書類（総括表・給与支払報告書（個人別明細書）・普通徴収切替理由書）を作成し郵送または税務課窓口へ持参してください。

#### ○光ディスクによる提出

給与支払報告書のデータを光ディスクに出力し提出する方法です。なお、光ディスクによる税額通知は令和5年度をもって終了しておりますので、電子データでの税額通知を希望する場合は、eLTAXを御利用ください。

### 【市県民税特別徴収税額通知の受け取り方法について】

電子申告サービス（eLTAX）により給与支払報告書を提出される場合で、税額通知の受け取り方法を電子通知希望として申告している場合、令和7年まで行っていた紙通知（参考資料）はなくなり、電子通知のみとなります。今一度税額通知の受け取り方法を御確認ください。

誤って電子通知希望で給与支払報告書を提出された等の理由で税額通知が届かない場合は税務課へお問い合わせください。

## 【今回からの変更点（基礎控除の見直し等）】

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

### ○基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注3)</sup> )			基礎控除額 改正後 <sup>(注1)</sup>		改正前
			令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下	(200万3,999円以下)		95万円 <sup>(注2)</sup>		
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 <sup>(注2)</sup>		
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 <sup>(注2)</sup>		
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超 850万円以下)	63万円 <sup>(注2)</sup>		
655万円超	2,350万円以下	(850万円超 2,545万円以下)	58万円		

### ○給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げされました。

### ○特定親族特別控除

特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注)</sup> )	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

給与支払報告書の「控除対象扶養親族等」欄の「区分」欄に、居住実態および控除額に応じて、次の表のとおり数字を記入してください。

特定親族特別控除の額 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額
63万円	10	58万円超 85万円以下
61万円	20	85万円超 90万円以下
51万円	30	90万円超 95万円以下
41万円	40	95万円超 100万円以下
31万円	50	100万円超 105万円以下
21万円	60	105万円超 110万円以下
11万円	70	110万円超 115万円以下
6万円	80	115万円超 120万円以下
3万円	90	120万円超 123万円以下

※源泉徴収票（給与支払報告書）の記載方法に関する詳細は、国税庁作成の「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。